

## 文化政策部会「審議経過報告」骨子(案)

### <目次>

#### はじめに

#### 第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の国民にとっての意義
2. 国の公共政策としての文化芸術振興

#### 第2 文化芸術振興のための重点施策

##### 1. 重点施策の方向性(重点戦略)

- (1)文化芸術の価値を高め、我が国の成長を促す
- (2)文化芸術を支える人材を育てる
- (3)世代を超えて文化芸術を継承する
- (4)文化発信や国際交流を推進する
- (5)文化芸術支援の在り方を抜本的に見直すとともに、社会を挙げて文化芸術への投資を拡充する

##### 2. 各分野における重点施策(具体的施策)

- (1)舞台芸術分野
- (2)メディア芸術・映画分野
- (3)美術分野
- (4)くらしの文化分野
- (5)文化財分野

#### 今後の検討課題

参考:各ワーキンググループにおける意見のまとめ

# 文化政策部会「審議経過報告」骨子(案)

## はじめに

- 平成19年2月に「第2次基本方針」が策定され、これまで3年余が経過している。この間の文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえ、平成22年2月10日に文部科学大臣から文化審議会に対し、「文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について」諮問が行われた。
- 本報告は、同諮問を受け、文化政策部会における●回にわたる調査審議及び文化芸術の分野ごとのワーキンググループにおける調査検討を経て、今後の文化芸術振興のための基本的な施策の在り方について、これまでの審議経過を取りまとめたものである。
- 本部会としては、本報告に対し今後意見募集を実施し、広く国民や文化芸術団体等から頂いた意見を踏まえ、さらに審議を深め、文部科学大臣に答申を行いたいと考える。
- 政府においては、本報告を踏まえ、今後の文化芸術振興のための施策の展開に当たることを期待する。

## 第1 文化芸術振興の基本理念

### 1. 文化芸術振興の国民にとっての意義

- 文化芸術は、過去から未来へと受け継がれ、人々に大きな喜びや感動、心の豊かさや安らぎをもたらすものである。我々は、まず、このこと自体に大きな価値を認めなければならない。
- また、文化芸術は、国境を越えて様々な価値観を共有する基盤となり得るものである。とりわけグローバル化が進展する今日にあって、自国の文化芸術を胸を張って他国に誇り得ることは、日本人一人ひとりにとって何物にも代え難い心の拠り所と言えるものである。
- さらに、あらゆる領域で創造性が重視される今日の国際社会にあって、文化芸術活動は、持続的な経済発展や国際協力の円滑化など、社会の多くの営みの基盤となり得るものであることもまた、重要なポイントである\*。

---

\* 例えば、質の高い公演や展示は、人々の広域移動と消費を促し、地域を挙げた文化イベントはそれを核にした新たなコミュニティの形成や雇用の創出をもたらす。海外巡回公演や国際コンクール等による二国間・多国間の国際文化交流は、参加者による他国文化の理解を促すことはもとより、スタッフの往訪や観客の長期滞在による観光振興面で好影響も大きく期待される、など。

- こうした諸点を踏まえれば、国が自らの責任において自国の文化芸術を振興しなければならないことは論を待たない。このことは、他国政府による積極的な国内外への文化発信政策を見るにつけても、明らかである。経済面での国際競争の陰に隠れ、我が国が文化発信面で国際社会に遅れを取るようなことがあっては決してならない。

## 2. 国の公共政策としての文化芸術振興

- 国が自ら公共政策として文化芸術振興を図ることの必要性は、1. で述べたとおりであるが、要約すれば、①文化芸術そのものの価値の保持、②日本人としてのアイデンティティの確保、③経済活動等の基盤確保の3点から、国際社会に遅れを取らぬよう、国自らの責任において文化芸術を振興していかなければならない、というものである。

このことに関連して、以下のような意見があった。

- ・ 文化芸術は、国民共有の財産であることから、世代を超えて継承していくための施策を長期的観点から講ずる必要がある。
  - ・ 人類は、自らの文化を継続するとともに、時に刷新しながら、今日の繁栄を享受してきた。国として文化の持つ「継続性」と「刷新性」を見通しながら、その振興を図ることが重要である。グローバル化の進展の中で、文化の多様性を確保しつつ、国民の文化的アイデンティティを維持することが必要である。国にはそのために必要な基盤整備が求められる。このことが、国の存立の根幹であると言っても過言ではない。
  - ・ 文化芸術はいわば「上限のない輸出」が望める分野である。資源の少ない我が国では、国が明確な政策的意図を持って戦略的に文化発信していくことが必要である。
  - ・ 経済学的特質として、文化芸術産業は、他産業に比して生産性の向上が極めて困難である(ボウモル＝ボウエン理論)。文化芸術は、国家への威信付与、周辺ビジネスへの波及効果、将来世代への遺贈価値、コミュニティへの教育価値といった社会的便益(外部性)を有する「公共財」なのであって、公的支援による資源配分が不可欠である。当然に主要国でもそうした認識で文化政策を展開している(フランス、韓国等の例)。
  - ・ 流通促進・市場拡大に注力してきた従来型「コンテンツ産業政策」から創造性自体に大きな価値を置き、質の高い創造活動を奨励・振興する「創造産業政策」へと政策転換する必要がある。そのためには従来と全く異なる視点と国の関与が不可欠である。
- 我が国では、戦後の高度経済成長の後、二度にわたる石油危機の経験を経て、環境の質、生活の質、心の豊かさが求められるようになった。その結果、今から30年前に、これからの時代を「文化の時代」と捉え、教育、文化などを含むすべての人間の営みを包摂する「田園都市構想」が提唱され、失われかけた人間性を回復し、積極的に自己実現を図ろうとする機運が高まった。

我々はいま一度、こうした歴史を振り返り、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据えて、これまでの政策を抜本的に見直し、文化芸術の振興策の強化・拡充を図るべきである。

## 第2 文化芸術振興のための重点施策

- 文化芸術の振興に当たって、当面、重点的に取り組むべき施策の方向性(重点戦略)及び各分野における重点施策(具体的施策)については、以下のとおりとする。

### 1. 重点施策の方向性(重点戦略)

#### (1)文化芸術の価値を高め、我が国の成長を促す

- 文化芸術を広く振興し、頂点の伸長と裾野の拡大を併せて進めることにより、我が国の文化芸術そのものの価値を高め、国民一人ひとりが自国の文化芸術に誇りを持ち得る状況を実現することが、まずもって重要である。
- また、文化芸術の振興は、教育、福祉、観光、創造産業等、幅広い分野に関わりを持つものである。文化芸術をより一層積極的に活用し、地域コミュニティの再生、雇用の創出を含めた地域振興や都市の活性化、ひいては我が国の成長につなげる発想が重要である。
- これらの観点から、文化芸術の振興を強力に推進することにより、国家戦略として新たな「文化芸術立国」の実現を目指す。
- なお、今後の文化芸術の振興を図るに当たっては、従来主として対象としてきた文化芸術の領域のみならず、衣食住など広く我々の生活に関わる領域をも対象として振興策を講ずべきである。

#### (2)文化芸術を支える人材を育てる

- 文化芸術の各分野を通じて、人材を育てる視点を重視する。  
具体的には、各分野の状況や特性を踏まえ、創造活動を担う専門性の高い人材を育てるとともに、子どもたちに質の高い文化芸術に触れる機会を確保すること等が重要である。
- 創造活動の直接の担い手としては、若手の芸術家等に対する支援が基本的に重要であり、必要な研修制度の充実や活躍の場の増加を図ることが必要である。また、創造活動を支援する観点から、文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材等の育成が同様に求められる。
- 子どもたちの豊かな感性、創造性、意欲をはぐくむために、できるだけ幼い頃から、本物の文化芸術に触れ、体験する機会を拡充することに加え、学校教育において文化芸術を通じたコミュニケーション教育等を推進する。

### **(3) 世代を超えて文化芸術を継承する**

- 文化芸術は、先人の様々な営為により生み出されたものであるが、その継承の中でさらに新たな文化芸術が創造されるものである。また、我が国には、各地域に多様で豊かな文化が存在し、その厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成している。これらの文化芸術を将来にわたって持続的に継承することが重要である。
- 文化財を将来に持続的に継承するため、適切な保存の取組及び公開・活用の一層の推進を図るとともに、無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者の確保に向けた取組の充実を図る。
- メディア芸術、映画、美術、衣食住など文化芸術の各分野における貴重な作品・資料等は、次代の文化芸術創造の基盤として重要である。このため、計画的・体系的な収集・保存を行うことができるようアーカイブの構築に取り組むとともに、その積極的な活用策を検討する必要がある。

### **(4) 文化発信や国際交流を推進する**

- 日本の文化芸術を積極的に海外発信する。  
特に、我が国の強みであるメディア芸術、創造産業の成果を強力に海外発信し、我が国の諸外国における文化的存在感を高めるとともに、東アジアをはじめとした世界各国との国際文化交流を積極的に推進する。
- 我が国の伝統文化や現代の創造的な文化を外国語により情報発信するなど、外国人の文化芸術へのアクセスや理解を容易にする。
- アジア諸国との連携も視野に入れつつ、世界的なアート・フェスティバル等、質の高い国際的な大規模展覧会の国内開催や、我が国の美術作品等の海外出展について、関係機関との連携のもと戦略的な支援を行う。
- 文化財の保存修復に係る高度な知識、技術、経験等を生かした国際協力や現地での人材育成など文化財を通じた戦略的な国際協力・交流を推進する。

### **(5) 文化芸術支援の在り方を抜本的に見直すとともに、社会を挙げて文化芸術への投資を拡充する**

- 文化芸術活動に対する国の支援に当たって、専門家が審査・評価を行う新たな仕組みの導入を検討するとともに、分野の特性に応じた新たな支援制度を導入するなど、長期的な視野に立って、支援制度を抜本的に見直す。
- 地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充するとともに、その法的基盤の整備については早急に具体的な検討を行う。
- NPO法人を含め「新しい公共」による文化芸術活動を支援する仕組みを構築する。  
特に、多様な主体が「新しい公共」に参画できるようにするため、文化に関する寄附税

制の拡充を進めることが重要である。

- 文化芸術は国民や地域住民のための公共財であり、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据えて、これまでの政策を抜本的に見直し、文化芸術の振興策の強化・拡充を図る。特に、我が国の文化予算が諸外国と比較し圧倒的に少ない現状を踏まえ、我が国が世界の文化芸術の発展に本来貢献すべき役割を十分に果たし得るよう、国として文化予算を大幅に充実する。さらには、国、地方、民間、個人など社会を挙げて文化芸術への投資を拡充する。

## 2. 各分野における重点施策(具体的施策)

### (1) 舞台芸術分野

#### ① 地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備

- 地域の文化芸術拠点において、舞台芸術が創造・発信され、地域の人々が享受できる機会を充実するため、国と地方公共団体が役割分担・協力をしつつ、地域の核となる文化芸術拠点の文化芸術活動への支援を拡充する必要がある。
- 地域の文化芸術拠点が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため、その法的基盤の整備についても早急に具体的な検討が必要である。
- 地域の文化芸術拠点の充実が進めば、国立の劇場には、さらに高次の中核的拠点としての役割、人材育成の場としての役割などが期待される。我が国全体の舞台芸術の振興を図るために、国立の劇場も含めた文化芸術拠点の望ましい在り方について、関係機関等を含めた検討を行う必要がある。

#### ② 専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し

- 舞台芸術の支援に当たっては、公益性を重視しつつ、分野ごとに現場の実情を把握し、個々の事業の選定、評価等を行う専門家(プログラムオフィサー)を配置し、専門的な審査をよりしっかりと行う、各種のデータに基づいた審査や評価を行うため、現地調査も含め調査研究機能を強化する、PDCA(計画、実行、評価、改善)サイクルを確立するといった観点から、海外のアーツカウンシル(文化芸術評議会)や公的文化芸術助成機関等の例も参考としつつ、新たな審査・評価の仕組み(「日本版アーツカウンシル(仮称)」)の導入を検討する必要がある。
- 文化芸術団体にとって入場料収入や寄附金の増加等の努力を促すインセンティブがより働くよう、会場費等の経費を限定した支援、演劇、音楽、舞踊等の分野の特性に応じた支援、文化芸術団体が一定期間を見通した計画・運営ができるよう1公演ごとの審査の積み重ねとしての年間の活動への総合的な支援、民間からの寄附金と公的助成金を組み合わせるマッチンググラントのような支援、研究分野における競争的

資金の間接経費の取り扱いも参考にした文化芸術分野における支援等の新たな仕組みの導入も含め、支援制度を抜本的に見直す必要がある。

- 大学や新国立劇場の各研修所における人材育成や文化芸術団体が取り組む人材育成事業の支援の在り方等も含め、人材育成のための効果的な方策を検討する必要がある。例えば、新進芸術家の研修支援として、現在の海外研修制度の改善に加えて、国内研修の仕組みを導入することも考えられる。

### ③子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の拡充

- 次代を担う子どもたちに豊かな創造性、感性等をはぐくむため、できるだけ小さい頃から、子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会を拡充するとともに、教育委員会や文化施設、文化芸術団体等が実施する取組を奨励する必要がある。
- 地域の文化芸術拠点の充実を図る中で、文化芸術関係者が学校や教育関係者と連携・協力しながら、継続的に子どもたちに優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供したり、ワークショップやコミュニケーション教育等の教育普及活動を実施したりすることが有効である。

### ④舞台芸術の国際交流と海外発信の強化

- 優れた作品の海外公演への支援に加えて、海外の文化芸術団体と企画段階から協力して行う国際共同制作への支援を充実するなど、東アジアをはじめとした世界各国との国際文化交流を積極的に推進する必要がある。また、国際共同制作の情報集積や実践の場として、我が国で開催される核となるような国際フェスティバルの支援も充実させる必要がある。

## (2)メディア芸術・映画分野

### ①メディア芸術祭の拡充と関連イベントとの連携

- メディア芸術への理解を深め、芸術としての評価を確立していくためには、メディア芸術祭を質の高いメディア芸術作品を発信する世界的なフェスティバルとして一層の充実を図るとともに、将来にわたって継続して開催していくことが重要である。そのため、賞金額の引き上げ等によりメディア芸術祭の賞としての価値を高める、人材育成の観点からメディア芸術祭に新たに新人賞を創設する、現在 Web 上に開設されている「メディア芸術プラザ」を拡充するといった方策を講ずる必要がある。
- メディア芸術祭をより一層盛り上げるため、メディア芸術祭の開催期間と同時期に関連イベントが集中して行われるよう連携を図り、それらの企画に対して支援すること(メディア芸術ウィーク等)が考えられる。その際、地域におけるメディア芸術の鑑賞機会の充実を図るとともに、海外のフェスティバルと連携を強化することも必要である。

### ②メディア芸術に関する貴重な作品・資料等のアーカイブの構築

- 過去に日本の浮世絵等の絵画が海外に多く流出したことがあるが、このままでは、メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等が劣化・散逸し、又は廃棄されるなど、取り返しのつかない事態を招くおそれがある。このような過ちを繰り返すことなく、これらの計画的・体系的な収集・保存(アーカイブ)を行う必要があり、そのためには、公的支援が不可欠である。
- その際、対象となる分野の性質の違いを踏まえた方策を検討するとともに、国立国会図書館における納本制度も参考にしつつ、各分野でこれまでに様々な大学や団体が保存しているものもあるため、それらと連携を図りながら検討する必要がある。
- アーカイブの構築には膨大な作業を伴い短期間での達成は困難であることから、一方で、各分野の作品や資料等の所在情報の集積などを進めることも必要である。

### ③新人クリエイターによる発表の場の創設等の人材育成の強化

- 独創性を重視した人材育成の観点から、Web 上に次代を担う新人クリエイターの作品発表の場をつくる必要がある。クリエイター同士のコラボレーションや分野横断的なプログラムの推進も必要である。
- 「作り手」(クリエイター)の育成と同時に、「見せ手」(キュレーター、プロデューサー)や「受け手」(鑑賞者)の育成も求められるため、文化施設におけるメディア芸術に関する専門的知識を有する職員の育成や大学におけるインターンシップの推進など学校教育段階からの人材育成についても考慮する必要がある。

### ④産業や観光面の振興、研究機能の強化及び国内外への情報発信

- メディア芸術を振興し、その芸術性を高めることは、我が国のコンテンツ産業の競争力強化につながるとともに、その優れた作品の舞台としての日本に人々が訪れるなどの観光や国際交流の促進に極めて大きな効果を発揮するものである。こうした観点から、産業や観光面の振興をも視野に、映画、マンガ、アニメ等のコンテンツの創作を支援することや関係団体等の連携・協力体制を構築することが必要である。
- メディア芸術は新しい領域であることから、大学等の教育研究機関におけるメディア芸術各分野の歴史的研究や新旧のメディア芸術に関する分野横断的な研究を振興し、将来的にはメディア芸術学の確立を目指す必要がある。このような研究機能を強化するための仕組み(インスティテュート)の構築が必要である。
- 外国では日本のポップカルチャー人気が高いため、既存のイベントを活用するとともに、海外からメディア芸術分野の留学生や研修生等を積極的に受け入れ、帰国後の海外発信につなげるべきである。

### ⑤日本映画の振興のための支援の充実

- 映画作品は、商業的作品と非商業的作品に大別できるが、芸術性を主眼とすることが多い非商業的作品の振興のためには、製作費等の直接支援が必要である。その際、

日本映画の多様性を確保する観点から、小規模な作品や新たな企画提案を含む幅広い作品を支援対象とすることも考えられる。一方、商業的作品の振興のためには、税制面での優遇措置が望ましい。

- 映画の振興に当たっては、放送と連携し、テレビ放送を通じた映画の普及がより促進されることが望ましい。また、海外においても放送会社の流通網を通じて日本映画が紹介されることが期待される。国を挙げて映画を振興する観点から、政府と企業が一体となって海外に売り込んでいく姿勢が必要である。

### (3) 美術分野

#### ① 博物館の管理運営方策の充実

- 博物館(美術館を含む。以下同じ。)は、単に社会教育施設あるいは文化施設であるにとどまらず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点ともなる多くのポテンシャルを有した施設である。これらの機能を強化し、コミュニケーションや感性教育、地域ブランドづくりの場といった多面的な機能を備えた新たな博物館像を形成することが重要であり、国としても博物館の新たな機能に着目した支援の充実を図る必要がある。
- 博物館を活性化するため、博物館の管理部門を担う「ミュージアム・アドミニストレーター」とも言うべき専門職員や、美術作品等の保存・修復担当専門職員(コンサーバー)、美術作品等履歴管理担当専門職員(レジストラ)等を養成するための研修制度を充実する必要がある。
- 今や博物館の活動は国際社会の中で展開され、特にアジアにおいては我が国のリーダーシップが求められている。関係団体が中心となり、我が国の博物館の国際戦略を構築するとともに、ICOM(国際博物館会議)が定めた「博物館のための倫理規程」を行動規範としつつ我が国博物館の倫理規程を策定する必要がある。
- 高齢者や身体障害者、さらには外国人等に対応したソフト施策の充実を図ることが重要である。また、学校教育における博物館活用の促進や鑑賞教育の充実を図るため、各博物館において学芸員や教育担当専門職員(エデュケーター)の配置を促進するとともに、国においては研修制度の充実を図ることが求められる。
- 指定管理者制度の導入から6年以上が経過し様々な事例が蓄積されていることから、国として博物館が指定管理者制度を導入する際のガイドライン等を作成する必要がある。また、博物館を地域社会における成長分野、情報発信拠点と位置付け、社会的投資に対する社会全体の認識を深めることが重要である。各博物館においては、寄附等外部資金の獲得努力が必要であるが、国として博物館に対する公的資金の拡充や寄附税制の充実を図るとともに、登録美術品制度をより利用しやすい制度に改善することが求められる。

#### ② 美術作品等の鑑賞機会及び美術作品制作等への支援の充実

- 保険料の高騰による国際レベルの企画展覧会開催の障害を除去し、美術作品等へのアクセスを拡大するとともに地域間格差を是正するためには、国家補償制度を導入することが必要不可欠である。国による補償制度の導入は、展覧会の質の向上や美術作品等の適切な保存・安全管理のインセンティブともなるものであり、法制度化を実現することが急務である。
- アート・フェスティバルの国内開催への戦略的な支援や、地域の活性化や創造拠点の形成にも資する美術作品の制作活動等に対する効果的・効率的な支援方策についても検討する必要がある。

### ③アートマネジメントに関する人材の育成

- 展覧会の企画や必要資金の収集、事業評価等に求められる資質・能力を培う研修など、アートマネジメントに関する人材の育成を図るとともに、それらの人材が活躍できる場の増加を図ることが重要である。

### ④美術関連資料のアーカイブ戦略

- 関係機関による連携のもと、展覧会カタログ等の美術関連資料を適切に保存し、データベース化を進めるとともに、それらの公開・活用を図る必要がある。各博物館においては、所蔵作品の目録(資料台帳)を整備することが急務であり、その上で書誌情報やデジタル画像等のアーカイブを進めることが求められる。
- 博物館、図書館、公文書館等の情報蓄積型施設が有する貴重な文化資源を、計画的・戦略的に保存・活用することが重要である。そのためには、いわゆるMLA(博物館、図書館、公文書館)連携を促進する必要があり、学芸員、司書及びアーカイブに関する専門職員(アーキビスト)がそれぞれ有する知識・技能を活用し、相互の交流を図ることが強く求められる。

## (4)くらしの文化分野

- 文化芸術振興基本法にいう「生活文化」及び「国民娯楽」に関し、とりわけ衣食住に係る文化を重要な対象領域として取り上げ、それら我が国の生活に根差した文化を「くらしの文化」として包括的に捉えることにより、伝統的な「くらしの文化」の保護及び伝承を図るとともに、現在・未来の創造活動によって形作られる「くらしの文化」の振興を図ることとする。

### ①「くらしの文化」に関する調査研究の推進

- 振興すべき「くらしの文化」、海外に発信すべき「くらしの文化」を明確化するとともに、既存の活動を一元的にデータ化することを含め国として基礎資料をまとめる必要がある。
- 「くらしの文化」において既に人知れず消失してしまったものがあることを想起すれば、アーカイブは早急に検討すべき事項である。従来の取組を情報として集約し、全体像

を把握しつつ意識的な保存を図っていく方策を検討する必要がある。

## ②「くらしの文化」の担い手・団体の育成・支援

- 我が国の伝統的な「くらしの文化」を再興するためには、供給サイド(作り手)と需要サイド(使い手)双方の担い手(継承者)の育成が不可欠である。
- 作り手としての担い手の育成を図る上では、生産過程で必要となる伝統的な技術・技法を保持する継承者の養成が求められる。その際、伝統的な技術・技法を活かしながら、新たな創造につなげていく視点も重要である。また、使い手としての担い手の育成を図る上では、子ども時分からいかに触れさせるかが肝要であり、伝統的な生活空間が減少する中、実体験の機会を充実することや、きっかけづくりにおいて学校教育の場を活用することも必要である。
- 従来、建物等ハード面では各省庁の補助や助成が存在したが、地域資源の発掘や団体の立ち上げに対する支援策は未だ不十分であり、その拡充が求められる。その際、税制優遇や顕彰等のインセンティブ設計についても検討する必要がある。

## ③創造都市の推進と創造産業の振興

- 創造都市については、多数の地方公共団体が主体的に地域性を活かした創造都市としての発展の可能性を追求しているので、国としては、税制優遇等によるインセンティブの設計や、省庁間縦割りの弊害等の阻害要因を除去するといった側面支援に注力すべきである。また、都市間連携や、例えば「創造地域圏(creative region)」等、歴史的・文化的なつながりの強い地域を対象とした広域連携の枠組みを設定すべきである。
- 創造都市の推進を図る際には、経済的、文化的インセンティブを導入して創造人材の集積を促す必要がある。そのほか、国内外の芸術家が滞在して制作活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスの環境整備や、芸術祭等のイベントの活用も有効である。
- 建築、ファッションデザイン、工芸等の創造産業を文化政策の一環としても一層の振興を図っていく必要がある。その際、小規模の事業所で活動する人やフリーランスが多いため、社会保障の充実が期待されるとともに、知的財産、契約に関する教育も重要である。

## ④観光振興や文化発信に資する環境整備

- 我が国には、暮らしに根付いた文化であって歴史や伝統文化に裏打ちされた潜在的な観光資源が多くある。観光振興の視点を導入することにより、「くらしの文化」を遺しつつ地域を活性化すれば、文化の継承のみならず雇用の創出にもつながる。文化的資源を活用して観光振興を図る上では、受入れ施設・体制の整備が重要である。
- 地域資源の発掘や地域文化の発信は、地方公共団体にとって重要なテーマであり、

国としては、広域連携による取組への支援を含め間接的な支援の充実が求められる。

- 海外発信については、「くらしの文化」に関する情報を含め観光に関する情報を外国語で記載した外国向けのポータルサイトを作成することが有効である。また、海外に日本文化を紹介するに当たっては、外国メディアを招聘することや、在外公館、海外駐在員等の協力を得ることも有効である。

## **(5)文化財分野**

### **①文化財の公開・活用の促進及び地域活性化に資する文化財の魅力の再構築・発信**

- 社会全体で文化財を守り、継承、発展させていくためには、社会を構成する各層の主体が文化財への理解を深め、関心を持つことが重要であり、文化財の公開・活用についてもこれまで以上に積極的に取り組むことが必要である。
- 文化財の公開・活用の促進に際しては、魅力ある活用環境の整備に加え、安全性の確保や文化財の価値を損なわないよう配慮した施設設備等の整備とともに、文化財の魅力を適切に伝えるための人材の育成や活動を持続していくための組織作りが重要であり、これらへの支援の充実が必要である。
- 市町村においては、地域の活性化に資する文化財の役割を認識し、地域の文化財を積極的に活用することが期待される。
- 各市町村が、地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針である「歴史文化基本構想」を策定し、この方針に沿って、地域の文化財の保存・活用を図ることは、地域活性化と多様な地域文化の継承に役立つことから、国においてはそれらの取組への支援を充実する必要がある。

### **②文化財の持続的継承及び文化財保護に対する理解増進**

- これまでの指定、登録及び記録選択等の制度に加え、今後、有形及び無形の文化財を通じて、文化財の種別・性質等に応じ、保護対象の範囲の拡大、周辺環境を含めた保護の措置を講ずる方策などについて検討が必要である。
- 文化財を良好な状態を保つための適時適切な修理や防火・防犯・耐震等の防災対策の取組を計画的かつ継続的に実施することが重要で、そのための支援の充実が必要である。
- 次代を担う子どもたちが、文化財に親しみを持ち、文化財の保護に対する理解を深めることは、子どもの持つ個性を伸ばすとともに、感性をはぐくむために重要である。学校教育においては、伝統文化に関する学習指導要領の記述も充実されてきており、関係者と連携し、伝統文化や文化財について理解を深めるための教育やそれらに親しむ機会の充実を図るための取組が必要である。
- 文化財の公開や市民、NPO法人、企業、人材育成を担う教育界等の幅広い参画

による文化財保護の取組の充実が必要である。また、国指定等文化財への税制上の優遇措置の一層の充実が必要である。また、NPO法人や公益法人、企業等が地域で行う文化財の保存・活用への取組について、金銭的な寄附、保存活動への参画を含めた文化財保護への多様な貢献に対して支援できる仕組みについて検討が必要である。

### ③無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者等の養成

- 伝承者の養成に際しては、技術・技能の研鑽、伝承が図られる機会を適切に確保するとともに、保持者に続く伝承者の養成を充実させていくことが必要であり、各領域の実情を踏まえ、裾野の拡大や研修機会の充実など、新たな養成の仕組みや支援の充実が必要である。
- 無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者の裾野の拡大を図るため、学校や研究機関等との連携強化が必要である。

### ④文化財を通じた国際協力・交流の推進

- 我が国に蓄積された保存修復に係る高度な知識、技術、経験等を生かした文化財保護の国際協力は、現在、国は、文化遺産国際協力コンソーシアムを中心とした取組を推進しており、さらにその取組の強化を図ることが必要である。
- 我が国が行ってきた文化財保護の国際協力では、財政上の支援のみならず、海外での文化財の保存修復活動を通じて現地での人材育成を行うなど、現地における効果的な協力を行ってきており、このような支援策の一層の充実が必要である。
- 海外の文化を理解するための取組の強化が必要である。また、伝統的な芸能や技能等も含めて日本の伝統文化を戦略的に海外に発信する取組の充実を図ることが必要であり、そのための支援の充実も必要である。

### ⑤文化財行政における各主体の役割と連携

- 将来の世代に持続的に継承するための文化財の適切な保存の取組や、地域の多様で豊かな文化財の保存・活用の取組への支援については、国が主導的な役割を果たすことが必要である。
- 地域の文化財を確実に継承していくためには、地方公共団体が主体となり関係者の参画を得て域内の文化財を総合的に把握し、保存・活用を図ることが重要であり、多くの者が地域文化の継承に関わることで、地域の文化的活動が活発化し、地域振興や地域コミュニティの活性化にもつながるものである。
- 地域文化を継承していくための取組を進めるに当たっては、国、地方公共団体、自ら活動に参画する地域の人々やNPO法人等の民間団体等が、各々の役割を明確にしつつ、相互に連携を図ることが必要である。

## **今後の検討課題**

(これまでの文化政策部会において審議が尽くされていない事項等の検討課題等について記述予定)

## **参考:各ワーキンググループにおける意見のまとめ**

(5つのWG意見まとめを参考資料として添付)